

(写)

## 滋賀地方最低賃金審議会の意見に関する公示

滋賀労働局一般公示第47号

平成27年10月27日滋賀地方最低賃金審議会から滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金及び滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、滋賀県の区域内で製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、その他の織物業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業、ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業及び各種商品小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、平成27年11月11日までに滋賀労働局長あて（大津市御幸町6番6号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

平成27年10月27日

滋賀労働局長 辻 知之

記

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、

衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金及び滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定に係る滋賀地方最低賃金審議会の意見の要旨

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金及び滋賀県各種商品小売業最低賃金を次表のように定めること。

最低賃金の件名 適用範囲	滋賀県の区域	滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業最低賃金
	2 適用する使用者	前号の地域内で次に掲げるいすれかの事業を営む使用者 (1) 製糸業、紡績業、化学繊維製造業(綿紡績業、化 学繊維紡績業、毛紡績業又はその他の紡績業に限る。) (2) その他の織物業 (3) 染色整理業 (4) 繩・網・レース・織維粗製品製造業(整毛業、フェルト・ 不織布製造業、上塗りした織物・防水した織物製造業又 はその他の織維粗製品製造業(モール製造業、ふさ類製造 業、巻きひも製造業、編ひも製造業及びよりも製造業 を除く。)に限る。) (5) その他の織維製品製造業(じゅうたん・その他の織維製 床敷物製造業又は織維製衛生材料製造業に限る。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的 経済活動を行なう事業所 (7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な經 済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるもの に限る。)	前号の地域内で次に掲げるいすれかの事業を営む使用者 (1) ガラス・同製品製造業 (2) セメント・同製品製造業(生コンクリート製造業及びコ ンクリート製品製造業を除く。) (3) 衛生陶器製造業 (4) 炭素・黒鉛製品製造業 (5) 炭素繊維製造業 (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的 経済活動を行なう事業所 (7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な經 済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるもの に限る。)
1 適用する地域	滋賀県の区域	滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	前号の地域内で次に掲げるいすれかの事業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具 を除く)、建設用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベ ルトラック製造業及びこれらの事業において管理、補助 的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業、サービ ス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの事業において 管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。) (4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な經 済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるもの に限る。)
2 適用する労働者	前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者 を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 糸繰り、糸巻き、経通し、糸きり、管巻き、糸節取 り、検反、検品、合糸、ワインダー、晒・染め・精錬・ 整絞の下準備、包装、箱詰め又は下回りの業務	前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者 を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
3 適用する労働者	4 前号の労働者に係る最低賃金額	1時間 772円	1時間 860円
4 前号の労働者に係る最低賃金額	5 この算定賃金において賃金に算入しないもの	精皆勤手当、通勤手当及び家族手当	1時間 860円
6 効力発生の日	法定どおり		

最低賃金の件名 適用範囲	滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	滋賀県各種商品小売業最低賃金
1 適用する地域	滋賀県の区域		
2 適用する使用者	前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化學機械器具製造業を除く。) (2) 光学機械器具・レンズ製造業 (3) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (4) 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5) 情報通信機械器具製造業 (6) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者 (1) 自動車・同附属品製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者 (1) 各種商品小売業 (2) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
3 適用する労働者		前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による刻印、包装又は選別の業務 ハ 部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、卷線、かしめ又は取付けの業務	前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はパリ取りの業務
4 前号の労働者に係る最低賃金額	1時間 843円	1時間 865円	1時間 788円
5 この算定賃金において賃金に算入しないもの	精勤手当、通勤手当及び家族手当		
6 効力発生の日	法定どおり		